

国の「授業料減免制度」及び日本学生支援機構の「給付型奨学金」について

大阪商業大学

本学は、標記の制度を受けられる対象校となっています。申込資格を満たすか確認していただいた上で、申込を希望される場合は、**必ず学生が在学向け修学支援新制度説明会(後述)に参加してください**。なお、申込を行わないと、授業料減免及び給付型奨学金は受けられません。

<制度の趣旨> [→国のホームページはこちら](#)

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的に実施するものです。
※大学等における修学の支援に関する法律第一条より

<適用される時期>

2020年度から修業年限(※)内の卒業年度まで(継続基準を満たした場合)

※ 入学年度から4年間で卒業することが前提です

<申込資格>

(1)~(3)の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 家計の経済状況に関する要件
- (2) 学業成績・学修意欲に関する要件
- (3) その他の要件

(1) 家計の経済状況に関する要件

※経済状況に関する要件は日本学生支援機構が情報を収集するため、大学では判定できません。

所得要件及び資産要件の双方を満たしている必要があります。

① 所得要件

住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯であること

・日本学生支援機構が家計の経済状況に応じて第Ⅰ～第Ⅲ区分(3ページ参照)の認定を行います。
(日本学生支援機構へマイナンバーを提出することにより、経済状況を確認します)

おおよその確認方法については、以下を参照してください。

収入・所得の上限額の<目安>

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	親①が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			親①が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、親①	229	332	402	131	197	251
3人	本人、親①、高校生	289	391	457	172	241	295
4人	本人、親①、親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	256	305
4人	本人、親①、親②(給与所得者)、高校生	親①:295 親②:115	親①:336 親②:155	親①:409 親②:155	親①:169 親②:115	親①:195 親②:155	親①:246 親②:155
5人	本人、親①、親②(パート)、高校生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:207 親②:100	親①:256 親②:100	親①:309 親②:100

注: 親①は主たる家計支持者、親②は従たる家計支持者です。

金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

② 資産要件

本人及び生計維持者の資産合計額が以下の基準額を満たしていること

(基準額)

生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲(土地等の不動産は含みません)

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)
- ・有価証券(株式、国債、社債、地方債等)

★ 所得要件及び区分の確認には、日本学生支援機構ホームページにある「進学資金シミュレーター」を活用してください。氏名や住所等の情報を登録することなくシミュレーションが可能です。

入力方法等については、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

または「進学資金シミュレーター」で検索

ただし、シミュレーション結果はあくまで参考ですのでご承知おきください。



(2) 学業成績・学修意欲に関する要件

申し込み時点での学年における要件です。

2019年においては、秋に募集を行います。2019年前期末の学業成績は含めません。

学年	各学年において、次のいずれかに該当すること
1年	①高等学校等における評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校卒業認定試験を合格した者 ③面談により学修意欲が確認できる者
2年	①1年修了時の成績が上位1/2以上(※1) ②1年修了時の修得単位数が31単位以上 かつ面談(※2)により、学修意欲が確認できる者
3年	①2年修了時の成績が上位1/2以上(※1) ②2年修了時の修得単位数が62単位以上 かつ面談(※2)により、学修意欲が確認できる者

※1 学科ごとに上位1/2を算出します。具体的な成績は説明会でお知らせします。

※2 面談日は説明会でお知らせします。

修学を支援する制度であるため、修業年限(4年)で卒業することが前提です。

現4年生は、次年度は修業年限を超えて在学しているため、本制度に申し込みません。

(3) その他の要件等

以下のいずれにも該当すること

- ① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者
- ② 過去に大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく給付型奨学金を受けたことがない者
※編・転入学者は別途条件があるのでご相談ください
- ③ 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日(※)までの期間が2年以内の者
※編・転入学者は編・転入学する前に在学していた学校へ入学した日です
- ④ 高等学校卒業認定試験(以下「認定試験」という。)合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年以内の者
- ⑤ 認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年以内の者

＜授業料減免額及び給付型奨学金額＞

授業料等減免の額は、住民税非課税世帯を対象に一定額を上限として、当該学生等に係る授業料の額とする。(第Ⅰ区分)

非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。(第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分)

申込後、日本学生支援機構が区分(第Ⅰ～第Ⅲ)を認定し、減免金額及び給付金額が決定されます。

給付型奨学金の内、自宅通学の()内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している者及び児童養護施設等から通学している者など、該当者うち居住に要する費用につき給付型奨学金による支援の必要性がないと認められる者の金額です。

	授業料減免額(年額)	給付型奨学金額(月額)	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 370,000～700,000円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 246,700～466,700円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 123,400～233,400円	12,800円 (14,200円)	25,300円

※ 納付すべき授業料の金額については、本学庶務課から保証人様宛郵便にて年2回(7月頃及び2月頃)お知らせしている「学費・その他納入金について」通知文をご確認ください。

注・ 第Ⅰ区分は授業料全免(上限あり70万円)、第Ⅱ区分は授業料2/3減免、第Ⅲ区分は授業料1/3減免になります。

- ・ 学費は「授業料と教育充実費」で構成されています。全免認定の場合も、上限を超えた授業料及び教育充実費、諸費納入のご負担があります。
- ・ 説明会会場では、ご自身の納付すべき授業料金額については回答できません。

<説明会開催概要>

① 在学生向け修学支援新制度説明会 <学生本人が必ず参加>

- ・ 募集要項を配付し、学業成績要件等の詳細や出願に必要な資料についての説明を行います。
- ・ この説明会に参加しないと、修学支援新制度には申込が出来ません。
- ・ 授業がある場合は授業出席を優先してください。

	1年	2年	3年
日時	10月28日(月)	10月29日(火)	10月30日(水)
	16:20開始(約90分)	16:20開始(約90分)	16:20開始(約90分)
※自身の学年の日に授業で参加できない場合は、別の学年の日に参加してください			
会場	531教室	531教室	531教室
持参物	高等学校の調査書または成績証明書、筆記具	2019年度前期成績通知書(コピー可)、筆記具	

※1年生は、予め高等学校等から調査書または成績証明書を取り寄せておいてください

② 保護者向け修学支援新制度説明会 <任意参加>

- ・ 保護者の方向けに、本制度について説明を行います。
- ・ 募集要項は数に限りがあるため、この説明会では配付できません。

日時 11月4日(月・祝) ※月曜通常授業日
①11:00~12:00
②15:00~16:00 } いずれかの回にご参加ください

会場 蒼天ホール(正門入って左側のホール)

持参物 学生の持参物に同じ

1年生の保護者の方は、高等学校等における評定平均値をメモした上でご参加ください
(調査書または成績証明書は、学生本人が申込を行う際に提出が必要となります)

※ご承知おきください※

- ① 学費の内、**授業料のみ減免**されます(学費は授業料と教育充実費で構成されています)。
- ② 納付すべき授業料(3ページ参照)に対して、**減免が受けられます**。
- ③ 毎年4月、学修状況により次年度の授業料減免及び給付型奨学金が継続できるかを審査します(適格認定)。認定の結果、**廃止(返還必要)**となる場合があります。
- ④ 毎年10月、経済状況による区分認定を行います。認定の結果、**区分変更に伴う金額変更**や、**停止、廃止(返還不要)**となる場合があります。
- ⑤ 授業料減免及び給付型奨学金を受けている間は、機構に対してインターネットから**在籍報告を行う必要**があります。
- ⑥ ③~⑤の手続きについて、**大学ポータルサイトS-Navilを利用して連絡**を行います。個別の連絡は行いませんので、自身の不利益が生じないよう、見逃さないよう注意してください。
- ⑦ 大学による懲戒処分を受けた場合や、学業成績が著しく不良であった場合、偽りその他不正な手段によって支援を受けた場合、**返還(支援額の最大1.4倍)を求められる場合があります**。

お問い合わせ先 学生生活課(06-6782-2297)